

広島県告示第八百八十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
鴨之巣西地区（追加）

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成三年八月二十九日広島県告示第九百八十八号（以下「告示第九百八十八号」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱二号と三号を平成三年十一月二十八日広島県告示第九百七十七号（以下「告示第九百七十七号」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱三号と四号を結んだ線及び標柱四号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱二号及び三号は「告示第九百七十七号」で指定した土地に存する標柱六号及び五号と同一とする。標柱一号は「告示第九百八十八号」で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線上に存するものとする。

郡市・町		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市安芸区		中野四丁目				五郎丸		二七七六番一地 先里道敷		標柱一号及び四号	
中野町								二七七六番八二		標柱二号	
								一〇五二四番一		標柱三号	